

第1回栃木県指定廃棄物処分等有識者会議 議事録

日時 8月20日(水) 10:00~11:40

場所 栃木県公館 大会議室

出席者

- ・委員：10名中9名出席 ※中村委員が欠席
- ・環境省：鎌形廃棄物・リサイクル対策部長、室石放射性物質汚染廃棄物対策本部長、鮎川計画官(以上説明者) 外
- ・栃木県：福田知事、鈴木副知事、馬場副知事、櫻井環境森林部長 外

1 あいさつ【知事】

現在、本県の指定廃棄物は県内各地約170箇所に分散して保管されております。しかしながら、先日、8月10日ですけれども、壬生町、鹿沼市及び栃木市で発生しましたように、竜巻などのこれまでなかったような自然災害が頻発している状況、すなわち、昨年も鹿沼から塩谷にかけて、一昨年は芳賀郡内において、同様に竜巻が3年連続で発生しているという状況でございます。これまでなかったような災害が頻発しているわけですけれども、保管の長期化による農家や事業者の方々の精神的な重圧を考えますと、1日も早く安全な処分場を設置し、適正かつ安全に処理をすることが必要であると痛感をしております。

皆様も御存知のとおり、7月30日に、本県の指定廃棄物処分場の詳細調査候補地として、国から塩谷町寺島入の国有地が提示されました。塩谷町民の皆様におかれましては、様々な疑問、そして不安、さらには不満をお持ちのことと存じます。

県といたしましては、国の選定経過が市町村長会議で定められた手法に則って適切に行われたか、専門的な見地から検証が必要であると考え、また、地元の皆様、あるいは県民の皆様からの疑問等について、専門的見地から助言をいただきたいと考え、この会議を設置したところであります。

指定廃棄物の処理は、県民全体で解決すべき重要な課題であります。各委員の皆様には、大変重要な役割を担っていただくこととなりますが、県としては、しっかりと検証を進めて参りたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたしまして、開催に当たっての御挨拶といたします。

2 議事

(1)開催趣旨、運営方法等の説明

(別紙のとおり)

(2)座長等の選出

座長には、委員の互選により、鈴木委員が選出された。

また、座長代行には、鈴木座長により、夏秋委員が指名された。

(3)国による指定廃棄物処分場詳細調査候補地の選定経過について

(別紙のとおり)

<別紙>

2 議事

(1)開催趣旨、運営方法等の説明

【県】

- ・ それでは、栃木県指定廃棄物処分等有識者会議・設置要綱を御覧いただきたいと思えます。

この有識者会議、要綱の1条にありますとおり、国による指定廃棄物処分場の設置に関しまして、県として、候補地選定経過の検証や地元からの疑問の解消を図るに当たりまして、専門的な見地から助言等を求めるために設置したものでございます。

具体的な所掌事項については、第2条のとおり、ひとつが「国による候補地選定の経過、詳細調査結果、施設や処理方法の安全性等に対する検証に関すること」というのが第1点でございます。

第2点として「健康や農作物等への影響、地元からの不安、提案、疑問等に対する助言に関すること」というようなこととしております。

運営方法等でございますが、運営、事務局等については、第4条以下のとおりでございます。

なお、この会議の公開・非公開についてでございますが、事務局におきまして、あらかじめ各委員にお諮りしまして、「すべて公開で行うこと」ということで、すべての委員の了解を得ておりますことを御報告いたします。

裏面に委員名簿がございます。構成委員はただいま紹介にありましたとおり、放射線や化学、地盤、建築などの専門家10名の方々でございます。よろしく御願いいたします。

(3) 国による指定廃棄物処分場詳細調査候補地の選定経過について

【環境省説明】

- ・ 冒頭、知事の方から御紹介がございましたけれども、去る7月30日に栃木県の指定廃棄物処分場の候補地選定手法に基づいて、詳細調査の候補地というものの選定結果を公表させていただきまして、翌日の7月31日には市町村長会議でその中身を説明させていただきました。今日お配りしています資料1-1、資料1-2、それから資料2につきましてはその市町村長会議で御説明させていただきました資料でございます、これに基づきまして内容を御説明させていただきます。

まず選定手法の結果ということでございますが、資料1-1、横向きのパワーポイントのものでございますが、1ページをお開きいただけますでしょうか。ページでは2ページ、3ページということでございます。これはこれまでの経過で、今どういう経緯になっているのかをお示しているものでございます。それで2ページでございますけれども、左側に「有識者会議」とございますが、これは国の方で専門家にお集まりいただいて、この最終処分場の安全性というものをどのように確保していくのか、あるいは選定手順、候補地をどうやって選定するか、この指定廃棄物の処分場について建設を考えているのは5県でございますが、その5県に共通に考えられる手順はどのようなものなのかということについての議論を左側の国の方の有識者会議で御議論いただいているという経過が示されてございます。そして右側には栃木

県市町村長会議における栃木県の中での御検討、これは私どもの方から様々な御説明をしながら御議論いただいた経過でございます。この右側については各県それぞれ市町村長会議が行われたと、こういうように御理解いただければと思います。

そしてここにおきましては、今年の4月に第1回目の市町村長会議を始めてからですね、選定手順についての御議論をいただきまして、第4回目の市町村長会議が昨年12月でございます。ここで私どもから御説明し、さらに御議論いただいた中身を踏まえたものについて、選定手法を確定させていただいたということでございます。この選定手法に基づいて、選定をしているということでございます。

3ページ目はですね、今、2番目の四角に詳細調査を行う候補地ということで1箇所絞り込んだというのが今の状況ということでございます。今後はその1箇所につきまして詳細調査を行って行って、ここにもございますが安全性の評価等を行いまして、最終的に候補地の提示というところに行きたいと考えていると、こういう手順でございます。繰り返しになりますが、真ん中の緑色の四角の部分、これが今の状況でございます。

そして4ページ以下の概略があるのですが、少し詳細に御説明させていただく上でですね、資料1-2、いわゆる詳細版の方を御覧いただければと思います。

詳細版の方は資料1-2ですけれども、これは選定手順の前に、処分場の必要性なり安全性についての記述が1ページ目にございます。いわゆる指定廃棄物につきましては御承知のとおり3.11の東日本大震災に伴う原発事故で放出された放射性物質による汚染ということに伴う廃棄物でございますけれども、これは一定濃度以上は国が処理を行うということが法律に定められているところでございます。栃木県内におきましては農業系副産物などを保管いただいているところでございます。この一時保管、先ほどの知事の御挨拶からも一時保管について非常にひっ迫していると御説明がございました。こういうところで早期に処理していくことで、国が栃木県内に最終処分場を1箇所設置して処理を行うと、こういう方針でございます。それぞれの県の指定廃棄物についてはそれぞれの県で処理をするということが、法律に基づく国の基本方針で統一的に定めたことでございますので、それに従って栃木県内のものを栃木県内で処理いただくと、こういうことで考えているところでございます。ということで、他の県からこちらに持ち込んだり、ということ想定しているものではまったくございませんで、県内のものを県内で処理するということでございます。それで最終処分場を設置いたしましたら、長期にわたって国が責任をもって維持管理していく、こういう考え方でございます。

2番目でございますが、最終処分場の安全性についてでございます。様々な安全性に対する御不安・御懸念があると思います。ここでは二重のコンクリートで囲んだ遮蔽型の構造ということがポイントでございます。二重のコンクリートで囲んだ遮断型の構造にするということ、また、その後の点検・診断のための管理点検廊を設けて水の侵入などを防止していくということも考えているところでございます。2番目のパラグラフにありますとおり、埋立期間中には屋根を設置して雨水の浸入を防ぐとか、土壌で充填しながら埋立てていくということを実施します。埋立終了後はモニタリングの期間に入るということでございますけれども、処分場の上部をコンクリートでしっかりと覆うということやはり水の浸入を防止していくということ、あるいはコンクリートのひび割れ点検をしっかり行っていくということ、それから数十年後にはいわゆる第二監視期間に移行するわけでございますけれども、管理点検廊というコンクリートの一

重目と二重目の間でございますが、ここにいわゆるベントナイト混合土を充填し、セシウムを吸着させ万が一漏れてもここで止まるようにということでございますけれども、そういったことで放射性物質の漏出を防止して長期にわたりモニタリングをしていくと、こういうようなことを基本にやっていくということでございます。

その他、その下にございますように、空間線量の測定や地下水の測定も継続して行なっていくと、あるいは仮設の焼却場も予定させていただいておりますけれども、バグフィルターなどの措置により、外に漏れないような対応を取っているというようなことが、考えていることでございます。それが1ページ目でございます。

それから2ページ目に参りまして、いわゆる空間線量率の追加被ばくについての管理目標でございますけれども、埋立期間中は年間1ミリシーベルトを超えないようにし、埋立後は年間0.01ミリシーベルトを超えないようにすると、こういうようなことで管理して参ります。以上が安全性の確保に関する私どもの考え方でございます。

3. 以下が最終処分場候補地の選定手順ということでございました。繰り返しになりますが、4回にわたる市町村長会議におきまして、私どもの方から案を説明させていただいて、御意見を賜ってまとめてきたと、こういうものでございます。

まず1つは、安全等の確保に関する事項、3. 1ということになってはいますが、地滑り、地震、洪水、津波等の生じうる地域を避けて、こういったものを除外していくという考え方でございます。

それからもう1つが2番目のパラグラフですが、特に貴重な自然環境の保全や史跡・名勝・天然記念物の保護に影響を及ぼすところも除外していくと。まず安全上問題があるところとか、大事なところは除外すると、こういう考え方でございます。

その次に3. 2地域特性として配慮すべき事項ということでございます。これはちょっと後で御説明いたしますけれども、各県それぞれの事情があるということで、各県の御事情を反映したものとなっております。その上で土地を選んでいくということでございますけれども、除外すべき土地を除いた後に基本的に国有地ということを考えておりましたが、市町村長会議の議論により県有地も含めて必要面積を確保できるものを選んでいくと、こういうスクリーニングをかけてまいります。それが3ページ目になりますけれども、処分場として必要な面積を十分に確保できるなだらかな土地、そういう国有地ないし県有地の土地を抽出していくということをやっていきます。

そして抽出されたものから3. 4でございまして、関係者の安心・理解が得られるような観点からですね、生活空間との近接状況、あるいは水源との近接状況、あるいは自然度、指定廃棄物の保管状況から見て、さらに候補地としてより良いものを絞り込んでいくと。まず1箇所絞り込んでいくということで、この絞込みが終わったところが今の提示でございます。

このあとに3. 5でございまして、詳細調査をさらに実施するというところでございます。いわゆる現地でのボーリング調査、地質、地下水等の詳細な調査ということでございます。さらにはこの他にも、これまでの今申し上げてきた選定過程では既存の全国的なデータから抽出しておりますので、その詳細調査候補地に特有の文献等もさらに集めて調査するというようなことも含めて詳細調査を実施するというところでございます。そこで安全面に支障がないかどうか、あるいは施工が可能であろうかということ进行调查いたしまして、さらに下から2行目です

が、有識者等によって調査結果を評価した上で、ということでございます。ここは、私どもの方としては先ほど国の方でも専門家の会議を設けていると申しましたが、その詳細調査の結果を評価いただいてですね、それが適切かどうか最終的に決定すると、こういう流れになっているということでございます。これが全体の流れです。それで4ページ以下それぞれの流れについての具体的な中身ということになります。

まず4. 安全等の確保に関する事項でございます。これは先ほど申しましたように自然災害を考慮して避けるべき地域、あるいは環境あるいは史跡・名勝等ですね、避けるべき地域と、というような点でございます。広範にわたりますが、全体を把握できるものとして自然災害のものとして5ページ目に表があります。ここに評価項目で左側、1)から地すべり、斜面崩壊、土石流、洪水、雪崩、地震、津波、火山噴火、陥没とこういう項目となっております。全体的に絞り込んでいくまず始めの過程でございます。一番右側にどういう知見を用いたかを表に書いてございます。いわゆる全国的にあるようなデータでございます。地すべりでありまして地すべり危険箇所該当するエリアを国土交通省の国土数値情報から抽出しますとか、あるいは地すべり地形箇所ということで防災科学技術研究所の地すべり地形分布図データベースというところ、これ既存のデータベースをそれぞれ見て、除外すべきポイントを選んでいくという作業をしました。繰り返しになってきますが、斜面崩壊であれば砂防指定地というものを除外するとか、急傾斜地崩壊危険箇所、深層崩壊溪流区域、あるいは勾配30度以上の傾斜地、これを既存のデータで除外するような作業でございます。あと土石流・洪水以下このような形で既存のデータで除いていくということを行いました。以上が安全上の問題で除外すべきところを除くということでございます。イメージとしては10ページをお開きいただけますでしょうか。色塗りのものがございまして、栃木県全域の絵でございます。凡例のところですね、例えば黄色で「地すべり危険箇所」とか、その下「地すべり地形箇所」とかそれぞれ先ほどの項目に対応した凡例がございまして、こういった地域をプロットないし面的なものは面で色を塗っております。こういったものを除いていくということで、色が塗られているところは除外しますと、こういう発想でございます。逆に言うと白いところに必要な面積を確保できる国有地ないし県有地が確保できるかという手順を進めていくということでございます。

先ほど自然災害のところだけ御説明しましたので、ちょっと戻りまして、次に自然環境ということでございます。8ページに同じような表がございまして、飛ばした文章のところはどういうデータを使って何を抜くということを詳細に記述したところでございます。表に要約されていると理解していただければと思います。8ページの表の4. 2でございます。自然環境の保全ということと鳥獣等動植物の保護、国有林の保全、こういった観点がございまして、自然環境につきましては、いわゆる自然公園の特別地域に該当するエリア、また国立公園・国定公園につきましては普通地域も含めてですね、除外というような考え方でございます。原生自然環境保全地域とか自然環境保全地域特別地区とか既にこうしてエリアとして指定されているところを除外していく、鳥獣保護に関しても似たような形で、鳥獣保護区特別保護地区等を除外していくということ、国有林については保護林として指定されているものとか林野庁におきまして緑の回廊としての指定、あるいはレクリエーションの森としての指定、そういったエリアというものを除いていくということで自然環境の保全ないし利用上避けるべき地域を除外することでございます。これも先ほどの絵に落としておりますように、エリアで除外地域を決めているということでございます。

それからもう1点でございますが、9ページ目、表4. 3でございます。史跡・名勝・天然記念物等の保護地域に関する評価項目ということでございますが、ここでは史跡・名勝・天然記念物の所在地を文化財等データベース、これは文科省で作成してございますが、これに基づいてそのポイントを除いていくという作業をまず行ったということでございます。それが10ページ目、先ほど御覧いただきましたが、自然災害を考慮したもの、それから自然環境等を考慮したもの、史跡・名勝・天然記念物を考慮したもの、右下にすべて凡例がございますけれども、それぞれのエリアないしポイントを取り除いていくということでございます。

この先でございますけれども、地域特性として何を考慮するかということを議論いたしました。11ページ目でございます。ここでは市町村長会議等での議論を踏まえまして、県有地も対象にするということについて、他の県と、他の県でも県有地を対象にしているところはありませんけれども、我々としてはまず国有地ということを考えまして、県有地も含めて考えていこうというのがまず地域特性としての合意でございます。

もうひとつは指定廃棄物の保管状況ということでございます。指定廃棄物の保管状況をどのように評価するかということでございますけれども、ここでは最終的な評価の際に廃棄物の保管状況の評価を1/2にしようということにしております。これは市町村長会議におきましてそれぞれ指定廃棄物の保管量を考慮すべしというような御意見、あるいはある程度考慮すべしという御意見、あるいはまったく考慮しない方がよいという御意見、それぞれございました。そういったものを総合的に勘案いたしましてですね、1/2ということで設定させていただいているところでございます。

次に、先ほど除外地域を除外した土地のところから、必要面積を確保できる国有地・県有地を選んでいく、こういうことを申しました。そこで12ページ、13ページで必要面積というものをごどのように考えているかということでございます。まず6.1に、基本的な考え方ということでございます。①は県有地も候補地の対象に含めるという点、必要面積を十分に確保できるなだらかな地形として平均的な傾斜が15パーセント、約9度以下の土地を抽出するという考え方、これが②でございます。抽出の作業に当たりましては空中写真や現地確認で土地の確認を行うということでやってございます。

まず必要な面積というものをどうやって算出するかという点でございますが、まずはどれだけの量を処分すべきかということで、今12,150トンというものを考えてございます。この表にございますように一般廃棄物焼却灰、農林業系副産物、下水汚泥、浄水発生土、このようなものが今保管されている量というものがこの表6.1の左から2番目の数字で挙げてございます。これが13,757トンということで、栃木県の指定廃棄物、約14,000トンといわれているのはこの数字でございます。さらに発生する分というのが例えば一般廃棄物焼却灰で見込まれると、逆に農業系の副産物は左側の数字は今保管している数字です。例えば稲わらはそのまま保管している、フレコンバックに入ってるものもあるかもしれませんが、これを焼却して、グッと減ります。そういったもので、ここでいう数字が減っています。そういった増えたり減ったりするということを考慮いたしましてですね、計画的な処分量としては12,150トン、こういったものを想定しているということでございます。これを施設上どうように確保するかというのは13ページでございます。ここにございますように、埋立地は下に6つ箱がございまして、さらになかに格子のように区切ってございますが、ここが先ほど申しましたコンクリートで二重に囲った構造にする最終的な埋立地ということでございます。それから仮設焼却炉という

ものを確保すること。それからその焼却対象物を仮置きするスペースがございます。それから搬入路とか道路の面積も必要でございますでしょうし、管理棟などの管理設備さらには防災調整池についても必要であると、こういったことを全体的に見ましてですね、面積を抽出するようなことをしているということでございます。その面積が2.8ヘクタール、2.8という数字は12ページの真ん中の表のすぐ上に書いてございます。必要面積約2.8ヘクタールというものを想定してございます。ということで、繰り返しになりますが、先ほどの除外地域を除いて残った地域から国有地・県有地でなだらかな地形で2.8ヘクタールを確保できる、こういったものを選んできたということでございます。

14ページ目をお開きください。14ページ目は先ほどの除外を考慮しないで利用可能な国有地・県有地ということで、緑色に塗ったのが利用可能な国有地、あるいは青で塗ったのが利用可能な県有地ということでございます。これが全体でございまして、次のページ、15ページ、先ほどの安全確保などでですね、除外すべき地域というものを重ね合わせまして、残った国有地・県有地がここにプロットされております。13市町に分布しているということでございます。この中で、さらに必要な面積が確保できるかどうかということ調べていくということでございます。

それで16ページ目でございますけれども、必要面積が確保できる土地かどうかにつきましては、地形の傾斜について既存のデータを使って調べて行くということでございます。高度等のデータも公表されたものがございますので、そういったものを使って傾斜等についても計算して土地の抽出を行ったということでございます。さらに、現地を見て確かになだらかなのかどうかというようなところも確認したというところでございます。こういった結果このスクリーニングで抽出されたものが17ページにございます5箇所でございます。塩谷町と矢板市の5箇所が今のスクリーニングによって残ったというようなことでございます。除外すべき地域を除外して、かつ必要な面積が確保できる国有地ないし県有地ということでございます。そのリストが18ページにございます。候補地が1, 2, 3, 4, 5とございます。矢板市の長井、矢板市の大石久保、それから塩谷町の釈迦ヶ岳、塩谷町上寺島、塩谷町寺島入ということでございまして、県有地・国有地の種別はその右側に書いてあるとおり、面積についてはすべて2.8ヘクタール以上ということで、この5箇所というところがまず絞り込まれたということでございます。

その上に、19ページ目でございます。さらに安心等の地域の理解が得られやすい土地ということで、先ほど生活空間との近接状況、水源との近接状況、自然度、それから指定廃棄物の保管状況ということでございます。この19ページの絵にありますとおり、生活空間との近接状況につきましては住居のある集落との距離を見ようと。それから水源との近接状況については水利点、水を取水するところですね、水道なり農業用水につきまして水を取水する水利点との距離を見ると、それから自然度につきましてはこれは環境省の方で調査しておりますが、植生自然度ということで10段階の評価をしております。これを考慮すると。それから指定廃棄物の保管状況は保管量ということで、8,000ベクレル超の、ほとんどが指定されておりますが、今後指定が見込まれる未指定のものも含めて把握できているものを評価の対象にすると、こういうことでございます。

それでその評価の仕方でございますけれども、21ページ①生活空間との近接状況というところでございます。まず500m というものを目安といたしまして、500m 以下の場合には点

数を1としまして、500m 超、1,000m以下の場合には点数2と、こういうように増えて点数1, 2, 3, 4, 5とございます。これ点の大きいほうが生活空間からの距離が離れているということになりますので、処分場の詳細調査候補地として選ぶというところでは点の大きい方がそこに選ばれやすくなるというような構造になってございます。水源との近接状況、これについても同様でございますが、水源、取水点からですね、の距離で500m 以下、500m 超1,000 m以下、4,000m 超まで区分いたしましてこの点数を1, 2, 3, 4, 5ということで水源からの距離に近いほうが点数が小さくて、水源からの距離が遠い方が点数が大きくて選ばれやすくなると、こういうような評価でございます。

次に22ページでございます。植生自然度でございます。すみません、植生自然度につきましてイメージを掴んでいただくために、申し訳ございません、資料あちこちで申し訳ございませんが、資料1-1、11ページをお開きいただけますでしょうか。植生自然度のイメージを示してございます。これは環境省の方で調査を行って、実際の形状を見ながら調査を行いまして、区分しているわけでございますけれども、一番右側下の段が植生自然度1ということで、まさに都市そのものでございます。一番自然度が低いものでございますね。それから1, 2, 3, 4, 5, 6とって、例えば6とか人工林とがございましてけれども、だんだん自然林に近くなっていて、植生自然度10というのは全く自然の状態、こういうようなことで区分していることでございます。

それでまた資料1-2、22ページにお戻りいただきたいのですが、その植生自然度に関しまして、点数付けをおこなったというところでございます。ということでこの右側にございますように、自然度が高いほど点数が低い点数、植生自然度が低いものは点数が高くなっているということで、自然度が低い方が選ばれやすくなるような評価ということなんです。それから指定廃棄物の保管状況でございます。保管状況につきましてはですね、点数のところ見ていただくと0.5, 1, 1.5, 2, 2.5ということになってございます。これは重み付けを1/2にしていることの現われでございます。これにつきましてはここにありますとおり、保管量の桁数に応じて点数を削るというようなことをして、かつ重み付けをしてこのような形にして、保管量が少ないほど選ばれにくい・点数が小さい、保管量が多いほど選ばれやすい・点数が大きい、こういうことでございます。

それから指定廃棄物の保管につきましては、広域的な上下水道やごみ処理につきまして1つの市・町ではなくその他の市・町のごみの処理、あるいは下水の処理もしているとそこに指定廃棄物が集中してしまうということもございまして、下水が発生した量も勘案して割り振るといようなことも行っているということをつけ加えます。

それで総合評価結果が23ページでございますけれども、先ほどの候補地1から候補地5までありまして、生活空間の近接状況、水源との近接状況、自然度、指定廃棄物の保管状況につきましてそれぞれ具体的な点数を入れてございます。例えば一番上の矢板市長井でございますと、生活空間との近接状況では500m 以下なので点数一番低い1となります。水源との近接状況では500m 超1,000m 以下の区分と、自然度では植生自然度6ということで3点、それから指定廃棄物の保管状況では3桁ということで2点ということで点数8ということになっております。以下同じようなことで点数付けをいたしました。一番下の塩谷町寺島入の国有地でございますけれども、こちらにありますとおり生活空間との近接状況は1,000m 超2,000m 以下で水源との近接状況は2,000m 超4,000m 以下でさらに自然度にいたしま

してはこれはすべてのところ同じでございますが植生自然度6でございますので点としては3点と、こういって合計で11.5点ということが一番大きな点があるということございまして、この過程を経てですね、5番の寺島入の国有地を詳細調査の候補地として選定させていただいたということでございます。24ページと25ページがその具体的な場所で、赤で斜線を引いておりますのが位置ということでございます。

以上がこれまでの経過でございますけれども、さらに詳細調査で何をするかということで、これを簡単に御説明させていただきたいと思っておりますけれども、地質・地盤については実際にどうであるかということ調べていません。地滑りが起きるかとかですね、既存のデータでなくこの場で実際に調べる必要がございます。ということで、地質の構成・構造とか地質毎の土砂・岩盤区分、地下水の通りやすさとか地下水が実際にどう動いているかこれについて実際にボーリング調査をしたり、弾性波探査とかあるいは標準貫入試験、透水試験などを行って調べていきたい。さらに文献調査ということにつきましては候補地周辺の地形図、これは実際にはまだ手に入れて見ているという状況ではございません。全国的なもので見たわけですから、詳細なものを入手して候補地周辺のさらなる情報を入手することもやりたいと思っております。それからさらに候補地へのアクセス性、車両が既存道路からどのようにアクセスできるか、アクセスが可能かどうかということについての調査、あるいは土地の権利関係についての調査もさらに行っていく必要があるということでございます。

その他、27ページには、通常の廃棄物処理施設の際には生活環境影響調査というものを行ってございます。これにつきましても同様のものを行い、さらに動植物調査で周辺の動植物の状況を調べるというような作業を行っていきたいということでございます。

29ページ以下の参考資料でございますけれども、29ページは指定廃棄物の保管量につきまして、各市町村毎に表の形にしたものでございます。右下に13,757トンという数字がございますがこれが全体の数字でございます。

それから別添2は必要面積を出す上で必要な処分量などの算定を詳しく説明させていただいたものでございます。ここでは説明を省略させていただきます。

32, 33ページは大体が重複しておりますけれども、必要な面積をどのように考えるか、ということでございます。これが今までの作業について説明したものでございます。

それからもう1点、資料2ですね、地域振興策と風評被害対策の資料です。これは市町村長会議の過程でやはり処分場を造ることになるとその地域に風評被害が起きて、その地域をどうするんだと、このような御指摘がございました。そういう意味で、我々として今考えているということで、地域振興策について、風評被害の対策のために行う事業についてしっかりと支援していくような、予算上今確保しているということでございます。これは具体的な内容は候補地が決まってから考えていくということになります。それから2ページ目3ページ目はやはり風評被害の対策ということで、普及啓発が大切ということで、手元にパンフレットが8種類お配りさせていただいておりますが、こういったパンフレットを使ってお配りするとか、さらに県内でも新聞広告ということで、確か今日も出させていただいたかと思っておりますけれども、県内の指定廃棄物を処理するというために安全な方法で造らせていただきますということをお分かっていただくための広告等を実施しているということでございます。そういったことも引き続き取り組んで参りたいというように考えているところでございます。雑駁ではございますが、私どもの方から説明は以上でございます。どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

【鈴木座長】

- ・ どうもありがとうございました。それでは、ただ今の環境省の説明に対しまして、各委員の方々から質問等がございましたら挙手の上、お願いいたします。なお、発言の際は、マイクのスイッチを押していただきますようお願いいたします。

【菊地委員】

- ・ 自治医科大学の菊地でございます。総合評価の評価基準として4項目5段階で、最後の保管状況については重み付けということで1/2という係数をかけているわけですが、今回5県という、各県独自で指定廃棄物処分場を造るという状況なのではございますけれども、栃木県の場合の発生量というのが他の4県とどのくらいの状況の差があるのか。私のデータでいうと栃木県の場合は特に農業系の廃棄物が半分以上と多いと思うのです。そうすると先ほど保管状況の重み付けというところの意味合いに、いわゆる上水道の公共事業に伴う発生量が、公共性があるので1/2と、負担を分かち合うということで1/2という重み付けをつけたのだと思うのですが、栃木県の場合はその量はかなり少なく、主に発生地としては農業系のものが主体。そうすると廃棄物の処理というのは発生地処理というのが原則的に実施されているわけで、この1/2というのが栃木県にはどうも県民の方に理解されるのか。これは5県共通の総合評価ということなのではございますけれども、栃木県としての発生量そして発生分布状況ですか、これは少し議論した方がいいかなという気がしたのです。以上です。

【環境省】

- ・ まず他の県の状況から申しますと、5県というのが宮城県と栃木県、それから群馬県、茨城県、千葉県、こちらを対象に作業を進めているところでございます。それで農業系の副産物がいろいろと出ていますのは宮城県と栃木県という形になります。具体的には栃木県の場合には5,000トン余り、農業系副産物がございまして、それから宮城県の場合には3,200トンのうちの2,200トンが農業系副産物になります。他の県の群馬県・茨城県・千葉県につきましては焼却灰や下水汚泥等ですね、公共的な関与の元におかれているというもので占められていると、このような状況でございます。

それで重み付けの点でございますけれども、先ほども申しましたとおり、浄水発生土や下水汚泥、焼却灰につきましては、ゴミの発生した場所なりですね、水なり、下水道処理の必要な量、それで割り戻してそれぞれの負担の均等化というか、そういうことをやっているというのが今までの選定でございます。それで農業系のものにつきましてはその場所でカウントしているということでございますけれども、その重み付けにつきましてはいろんな考え方がございまして、先生御指摘のような御意見もあるかと思うのですが、かなり市町村長会議ではどうすべきかということにつきまして意見が様々にわかれたもので、そこで全体として1/2ということで如何かということで、そういうことで確定させていただいたものでございますので、さらにこのこと自体はこのようにやらせていただいたということでございますけれども、こういう考え方があるんじゃないかということがあればお聞きしたいとおもいますが、これまでの作業としては合意された方法でやってきたということでございます。

【環境省 補足】

- ・ 今他県の状況について、補足いたします。今のところ選定手法が確定して選定作業をしているところについては宮城と千葉がございまして、宮城・千葉についてはこの保管量について考慮するというような評価はしておりません。そういう状態でございます。それにつき

ましていずれにつきましても、それぞれの市町村長会議でお決めになられたと。それぞれ議論があって、千葉なら千葉で保管量について評価対象とするかと議論していただいた上で千葉の場合は評価基準にしないという結論が出たものでございます。

【環境省 補足2】

- ・ 今の件について、若干修正させていただきたいと思います。千葉につきましては指定廃棄物の保管状況を考慮するというにしております。整理して申し上げますと、環境省として5県に共通するルールとして4つの評価項目については1:1:1:1で評価をするということで提案をしております、それぞれの県において市町村長会議を開催して意見を聞きながら、じゃあ重み付けをどうするのかというような議論もございました。その中で栃木県につきましては考慮しない方が良いという意見もあれば考慮してほしいという意見もございまして、結果として1/2ということになっております。宮城県につきましては考慮すべきではないという意見が大勢を占めまして、宮城県につきましては指定廃棄物の保管状況を評価しないということで、残り3項目で評価するという形で選定手法が決定されております。また、千葉県では同様に重み付けをどうするのかという議論をした中でですね、1:1:1:1の均等な形で実施という形で整理させております。残りの茨城県と群馬県につきましては、選定手法をまだ確定していないという状況でございます。

【鈴木座長】

- ・ よろしいでしょうか。他に質問等ございましたらよろしく申し上げます。

【柿井委員】

- ・ 宇都宮大学の柿井でございます。2, 3点お伺いしたいと思いますけれども、まず評価の方法でございますが、今回特別に放射能を含んでいるということで、安心ということに重点をおかれて評価されていると思います。埋立地を考えると一般的には経済性だとか建設のためのアクセスだとかを加味して考えるというのが一般的でございます。安全性を重視して実施という御回答になるかと思いますが、今回提案の山際の場所は南から行っても北から行っても狭い林道を経由しながらそこに行かなければならないというアクセス上の問題があります。アクセスだとか建設上のことに対して、評価項目に入れなかった理由を第1点としてお聞きしたいと思います。

それから2点目につきましては2.8ヘクタールという値を出されました。その設計図を見ますと結局敷地の面積としてギリギリの値であって周辺の緑地だとかそういうところの面積は含んでいないと理解しております。国有地・県有地について本当に3.0とか4.2とか、それしかなかったのか、それとも2.8というものの数値を考えた上での国有地・県有地として提供できる面積がこれしか充てられないのか、そのことが疑問に思いました。

それから評価の方法ですけれども、1次スクリーニングにおいては、例えば5段階評価でもよからうと思います。ところが2次、3次スクリーニングの際に5段階ということに対してはそれぞれ境界領域に近いところのものが上に評価されるか下に評価されるか、ポイント・ポイントで上か下かの点数の差が出てしまいます。それを考えると連続式とは申しませんが、もう少し小さな刻みにしての評価というものもあってよかったのではないかと思います。とりあえずいくつかございますけれども、その3点について伺いたいと思います。

【環境省】

- ・ まずアクセス性を考慮しなかったのかという点でございますけれども、先ほど御指摘いただ

いたとおり、安全なり安心ということから私ども出発しております。そういったところで容易に処分場に近づけるというのは後から確認するということにしました。これは詳細調査で確認するということにしました。やはりアクセス性などを考慮してですね、安全・安心ということをしっかり評価しているのかという御懸念もあるかと思えます。安全・安心から、除外すべきものを除外して点数評価をしていくということやってきたところでございます。そういう思想でございました。

それからいわゆる2.8ヘクタールということで、御指摘のとおり実際の埋立地とか仮設焼却場等も確保すべき土地ということで確保しております。御指摘のことは例えばいわゆる林地開発の際の残地林等のことだと思いますけれども、確保するべきじゃないか・それはどうなっているのかというような御指摘だと思いますけれども、今3ヘクタールのなだらかな土地として確保できるのがこれだということでございまして、その周辺の、傾斜地も含めれば残地林等についても対応できるのかと、それは詳細調査でしっかり確認しなければならないところだと思いますけれども、そういったことも考慮してですね、詳細調査候補地として選んだというわけでございます。

それから5段階でなくともっと刻めという御指摘がございました。いろいろな考え方があろうかと思えます。ただ私ども比較的分かりやすいということも重要かと思ひまして、ここはある意味私どもとして5段階でやるということを提示させていただいたところでございますが、これにつきましてはもっと細かくというような御意見があったということは記憶しておりません。各県での評価でそれぞれ5段階ですけれども、評価項目として先ほどありましたように例えば指定廃棄物の保管量をどうするかというような、項目数については少し議論がございましたけれども、大体共通的なもので、それぞれの刻みでということで大まかなコンセンサスがあるものと思ひます。

【柿井委員】

- ・ 確かに今回選定されたところが最終的に決定かというのはまだ未定のところでありますけれども、技術的には数値から考えて行くのに刻みを少し小さくすると評価が変わっていくのか、実際幅の中でちょうど中間あたりに位置していれば変わることはありません。ギリギリのところであれば上に入ったり下に入ったりするわけですから、そういうところの考慮があったのかなというところを少し心配いたします。

それから2.8について、普通我々が家などを建てたりする際に敷地面積がでてくるわけですから、傾斜がないところで3くらいあればいいかというのは素人から考えてもちょっと狭いんじゃないか、もう少し余裕をもって、一般的には道を含んだ形での選定が適正ではないかという感触がいたしました。

【環境省】

- ・ 繰り返しになりますけれども、そこにつきましては周りの傾斜地も含めまして全体として確保できるようにしていくと。それが可能かどうかということについてはしっかりと詳細調査しなくてはいけないということだと思います。

【柿井委員】

- ・ 実際の国有地や県有地はもっと持っていて、対応できるということでしょうか？

【環境省】

- ・ 外側も国有地でございました。御説明何度もいたしまして申し訳ございませんでした。

【河邊委員】

- ・ 日本環境衛生センターの河邊でございます。2点ほど教えていただきたいと思います。今回指定廃棄物を埋立てるといふことと仮設焼却炉で農林系の副産物を焼却するといふ話がございまして、実際どの程度のもを埋立てをするのか、放射性物質の濃度が分かれば教えていただきたいといふこと。それから焼却施設につきましてもどの程度のもを焼却されるのか、その2点を教えていただきたいと思います。

【環境省】

- ・ 指定されている栃木県内の廃棄物について、濃度的に8,000Bq/kg 超のものについて一番多い領域といふのが1万Bq/kg～5万Bq/kgの領域のもがほとんど、8割くらいを占めているといふような状況にございまして。1万 Bq/kg 以下のもが大体8パーセントくらい、5万Bq/kg～10万Bq/kg が1割くらいと、そんなような状況だと把握しております。

【環境省 補足】

- ・ 焼却の対象になりますのは農業系の廃棄物、稲わら等でございますが、現在指定されているものにつきましては全体としてほしい5,000トンくらい、その内8割くらいが先ほどと比率的には一緒でございまして、約5,000トンの農業系廃棄物の4,000トンくらいが1万～3万Bq/kg といふことでございます。

【環境省】

- ・ 焼却した場合に焼却の仕方、他のものと混焼させるとかですね、そういうことで濃度とかは変わって参りますので、その濃度につきましてはまたどういふような燃やし方をして埋めるのかといふことを検討して調整していきたいと思ひます。

【藤原委員】

- ・ 宇都宮大学の藤原です。4項目の評価方式についてですけれども、4項目、評価項目として挙げられているのですけれども、本来このよふな点数を付ける時はですね、この4項目といふのはそれぞれ独立性といふものが確保されていなければならないと思ひますよ。特に①の生活空間との近接状況と、それから自然度といふのはかなり相関性が高くて、例えば自然度のところで1で市街地・造成地といふことで5点がついた場合にはですね、これはオートマテカルに①の生活空間との近接状況といふのは1点になってしまひますよね。こふうよふにかなり相関性の高いものが評価項目に平行して置かれるといふのは評価としてあまり相応しくないのではないかと私と思ひますが如何でしょうか。

【環境省】

- ・ 御指摘のよふな相関があるのではないかといいこと、確かに都市地域であればこふいった評価が下されてしまふといふことで、相関性があるのではないかといいことになりますけれども、ちよつと経過からで申し訳ないのですけれども、今回選ばれた自然度についてはですね、大体人工林といふことで平均的にこふなっているといふことございまして、御指摘のよふな懸念は全体としてはあつたかもしれませぬが、結果としてこの段階では生活空間との近接状況についてが効いてくるこふなこふなになっていると思ひます。

【藤原委員】

- ・ 確かに結果を見たらすべてのところが自然度が3点といふことになっていたのて、大きな影響はなかつたと思ひますけれども、こふいったところも今後ちよつと検討していただければと思ひます。

【環境省 補足】

- ・ ただ今の御質問に対して、これまでの経緯も含めて補足説明をさせていただきたいと思えます。まずこの4つの評価項目を決める時の議論でございますけれども、これは我々環境省で設置している指定廃棄物の有識者会議と各県での市町村長会議での意見とをですね、キャッチボールをするような形で会議を開催しておりまして、有識者会議での議論が済んだら市町村長会議にその検討状況を報告して御意見を伺って、それをまた有識者会議にこのような御意見が出ていますと返すという形でキャッチボールを進めてきたという経緯がございます。その中でこの評価項目につきましても自然について重視してほしいという意見がある一方で、人が住んでいるようなところから遠い方がいいんじゃないかというような意見も出る中でですね、そうした両方の意見があったものですから。そうした中で特に大きな声・議論等ですね、また有識者会議の議論の中でも生活空間との距離、あと水源との距離、こうしたものは大事ではないかと。また自然についても確かにそうした意見が出ていますとお考えすべきであると。また指定廃棄物の保管状況は先ほど御説明したとお考えすべきという意見と、そうすべきではないという御意見と両方出ておりまして、指定廃棄物を持っていないところに来るのは御理解いただけないのではないかと御意見もあったことから、これは当初の案としては入れるという形で、では重みをどうするかという点について市町村長会議の意見も踏まえながら決めたと。そういうようないろんなキャッチボールをしながら決めてきた経緯がございます、確かに先生の指摘のとおり負の相関関係が生活空間との距離と自然度との間にはあつたりですね、そうしたものがございまして、両方とも重要な項目であるということで両方の項目とも残すと、ただ先生の御指摘のとおり自然度が低いところは生活空間との近接状況が高いような負の相関関係がございますので、どちらを重視するのかということも踏まえて市町村長会議で重み付けをどうするのかと。例えばうちの県では自然を優先してほしいということであれば自然度の方の重み付けを高くするというようなオプションもあり得たわけですが、そうしたところも含めた中で御議論いただいた中で今この4項目が残っているわけでありまして、指定廃棄物の保管状況以外の項目については均等な重み付けということで結論としては出ているところでございます。

【鈴木座長】

- ・ よろしいでしょうか。今回の有識者会議でございますが、あくまでも市町村長会議におきまして選定手法というものが決められたということでございまして、それを覆すということはこの場所では馴染まないということで。ただ、経緯とかですね、そういったことの説明を伺うということならよろしいと思えますが、選定手法を見直したらこれ大変なことになりますので、今回は選定手法に基づいて行われたのかどうかということはこの会議でしっかりと議論いただくということでございます。よろしくお願いいたします。

【西村委員】

- ・ 2点ほど質問させていただきます。足利工業大学の西村です。水源についてなのですが、水源の定義として水道用水、農業用水等が挙げられておりますが、地下水という、もう少し広く考えた場合にですね、候補地あるいはその水利点、その全体を正確に調査するというのはかなり大変なことだと思います。御存知かと思いますが、地下水の流れというのは様々な地層の中を流れて行きます。速く流れる部分とゆっくりとした地下水の流れの部分がございますが、現在のところ国の方では地下水位のシミュレーション、地下水の動向、そういったも

の調査計画というのはどの程度お持ちなのかを聞きたいというのが1点です。

もう1つは環境省が作られておられます処分施設の安全性のパンフレット、これを見ますとベントナイトの混合土を有益に使っていきたいということがわかりますが、ベントナイトはセシウムを吸収するということですね。と同時に雨水等の水が施設内に、あるいは施設周辺に入り込まないということ、遮水の目的もございませう。このパンフレットを見る限りでは現在のところベントナイトの混合土ということでベントナイト単体ではなくて二次的な土壌を使おうかということが謳われております。混合土の土にどのような物性のものを使うのか、あるいはこのベントナイト混合土のこのバリアの部分の設計指標あるいは仕様等がまだ具体的には分かっていないのかなと思います。もう一点はですね、コンクリートの上にベントナイトを置くとベントナイトの遮水性を発揮するのは水を含むことによってかなりの膨張ですね。それによって水を遮水するという性能があります。と同時に水を含むと膨れ上がるのですね。すごく。膨張圧が出ます。その膨張圧を保持する構造になっているかという、例えばその膨張圧が地表面に向かうとそのカバーしている一般の土壌に亀裂が入ってくるのではないかと。するとどンドン雨水が入り込んでですね、逆に期待していた遮水性が失われるといった懸念があります。もう1点はですね、地震が起きた時にベントナイトに地震動が与えられた時の学術的な見解というのはまだ十分ではないのではないかと考えております。クラック等が入ると本来のベントナイトの遮水性やそういった部分の性能評価、期待してきた性能評価が十分に得られないのではないかと。あるいは地震後の点検のあり方、これがもし今の段階で国の方で提案をお持ちであれば御説明いただきたいということで、地下水とベントナイトの話でした。

【環境省】

- まず一番最初の御質問であります選定経緯の中で地下水をどのように考えられたのかという点でございますけれども、どの地下水も例えば水道水源にして取水口になっているという場合はカウントしておりますけれども、例えば一般の方が井戸を持っているとかそういうことについてはこれまでの選定経緯の中では捉えられていないということでございます。その他については今後詳細調査の中で見て行くことを予定しております。そういう意味で2つ目の御指摘、地下水のシミュレーション、調査計画ということについては当然詳細調査の中で地下水についても詳しく調査していくという予定にしておりますので、その中できちんとした計画を立てていきたいというように思っております。

それから3点目のベントナイトの件についてですが、パンフレットについてはこの処分施設の安全性というパンフレット御覧いただいているのかなと。皆さんこれをお開きになればと思いますが、これが処分場の断面図となっております。この処分場は最初、先ほど説明しましたとおり、この図でわかりますように、コンクリートの二重構造で造られるということで、そもそも中のものが外に出る出ないと、そういう漏洩、あるいは仮に水が入ってきて、あるいはこの水を含んでいたものが外に出て行くということについてもコンクリートで遮断を図るという構造になっているという上で、その蓋の部分も緑色の線とコンクリートの構造物の間に、上から降ってきた雨がコンクリートの構造物の中になるべく入らないようにさらに防護性を高めるという意味でその間に、雨などの浸入防止というところにありますけれども、コンクリート・止水性のあるベントナイト混合土、土等による遮断層の設置ということを今計画しているということでございます。ですからあくまで蓋の部分ということでございませうけれども、今の御指摘、大変重要な御指摘だと思いますので、当然この辺の指定廃棄物処分場の詳細設計、まだまだ先のことが

と思いますけれども、そういう際には是非参考にさせていただきたいと思います。

【夏秋委員】

- ・ 宇都宮大学の夏秋でございます。3点ほど質問させていただきます。

まず1つ目は、河邊委員の方からも御指摘があったのですけれども、農業用汚染物みたいなもので、1万～5万 Bq/kg で、平均が大体3万 Bq/kg と。それで焼却・濃縮して10倍になると3万が30万になってしまうと。今後何年間くらい、きちんと保管していかなければならないというのをどのように考えているのかということがまず1点。

2つめが詳細調査、これから行っていくということなのですが、それに当たっての基準のようなものはあるのかということ、やはり調査しましたよというのだけでは駄目で、例えばこういう項目で、こういう結果が出たら、やっぱりこの土地は駄目なんだ、というような何かそういう、項目ごとにこういうことが出たらこの土地はもう置けないというような基準があるのかということ。

それから3点目はですね、今出てきた、こういう盛り土をした新たなものを造るとして、結構大きなものになると思うので、そうすると地形が現在の地形と大分変わってしまうと思います。そうするとそういう場合の地形の変化というものはどのように評価されるのかと。以上3点教えていただければと思います。

【環境省】

- ・ 3点の御質問、ありがとうございます。まず1点目ですが、概ね焼却した場合に放射性物質の濃度が10倍くらいになるのではないかと御指摘、先ほど説明いたしました時にも、燃やすに当たってはですね、焼却灰の方も放射性物質濃度が上がりすぎないようによく考えて、例えば低いものとの混焼するようなものできちんとコントロール、それについては実を言いますと現在のところ環境省でも研究をしている最中でございますけれども、そういったことによって濃度が上がらないように配慮したいと思っております、特にこれまでの市町村長会議の中でも知事の方からも御指摘ありましたけれども、必ず現状回復をしていくんだというような地元の強い御指摘があると私どもも受け止めておりますので、その辺の焼却灰の濃度についてはコントロールしていきたいと思っております。それから2点目の、詳細調査の中で基準があるのかという点でございますが、私ども今詳細調査の資料作っておりますけれども、その中で調査項目と調査項目の評価基準ですね、評価内容こういうのものであると、こういうもので評価していくということをきちっと表に出すような形で詳細調査の設計書を作っております。それについてはいずれ是非説明できる機会をいただけるとありがたいと思っております。

それと3点目の、盛り土をした場合に地盤が変わると、ほとんどコンクリートの躯体物、いわゆる建物のようなものを造るということで大幅に現況が変わることになります。当然県の方でお持ちの大規模開発要綱とかそういったものを十分考慮しながら工事については行っていきたく。例えば水の流れが変わっていくのではないかと、雨が降った際に洪水が起きるのではないかと、そういうようなものについての配慮も十分していきたいと考えております。

【堀委員】

- ・ 小山高専の堀と申します。いくつかお伺いしたい点があるのですが、今回の資料で25ページのところに候補地5の位置図があるのですが、候補地5箇所ありますので、そ

他の候補地1～4についても位置図を提供してほしいということ。

2つ目、それから前回の候補地の選定の時とは候補地がほとんど入れ替わったと思うのですが、その辺の前回の候補地と今回の候補地、それぞれの位置関係がどのような形にあるのか、その辺を示してほしいというのがあります。

それからですね、前回の選定の時に今回の候補地が入っているのではないかと、私資料を見て思ったのですが、前回には別の候補地が選ばれておりまして、その比較の表の中で今回の候補地が比較相手に選ばれていて、表中で相対的に劣るという項目が、つまり比較した時に劣るといった項目がいくつかあったと思います。今回、候補地5が一番良いということで選ばれておりますので、その辺のデメリットを今回どのように考えているのかということ、その辺の見解を教えてくださいということ。

あとこれは今後の調査によるのかもしれませんが、候補地の5というのは比較的平らな地形になっていますので、過去の歴史的にどのようなことがあって平らな地形になったのかということ、詳細調査にもよるのかと思いますが、調べていく必要があるのかなと思います。以上です。

【環境省】

- ・ 25ページに相当いたします今回の詳細調査候補地の位置図でございますけれども、他の4箇所についても、ということでございますが、今回用意していなかったこと申し訳ないと思います。早急に用意させていただきます。

前回の候補地との関係でございますが、前回の候補地は今回の候補地に入っておりまして、23ページを見ますと2番の大石久保、こちらがいわゆる前回の候補地となったところでございます。そもそも選定手法や全体の絞込みの仕方などですね、前回と変わっているところがございますけれども、評価項目を住民に、最後の安心の部分で、生活空間や水源との距離ということを重視しているというような、つまり生活空間や水源からより遠方にある候補地ほど相対的に選定しやすくなっているということとか、あるいは評価の重み付けのなかで指定廃棄物の保管量、重み付けを今回1/2にしていると、あるいは実は塩谷町については前回の選定時には8,000Bq/kg を超える廃棄物の存在が発見されていなかったが今回は発見されていると。様々な事情があって今回の選定結果になっていると理解しているところでございます。これにつきましても今口頭で申し上げましたが非常に分かりにくいと思いますので分かりやすい資料を整理させていただきたいと思います。

【環境省 補足】

- ・ 委員が仰った中に、前回の評価の際に、今回の候補地について相対的に劣るとされていた項目があったはずだと、今回の選定の中でどういう評価をしているのだという御質問があったと思います。これについてもお答えさせていただきます。御案内のとおり、前回の候補地は今回のものでも挙げられております。前回の資料で言うと、資料はないのですが、i-3ということが今回の寺島入ということになるのですが、それについてもいくつか具体的に前回は候補地とされた矢板に相対的に劣るとされていた部分もございまして、例えば沢沿いで地下水位が浅いと推察されるとした項目につきましては、沢水につきまして今回前回と違うのは詳細調査できちんと現地の情報をボーリング等をしてより詳細に調査をするというのが前回と大きな違いでして、そういう意味ではボーリング等をしてきちんと情報を把握すれば候補として除外しなくても必要な対策工を含めて対応は可能であるというところの関係で、前回は詳

細調査がなく最終的な候補地を決めるということの違いで、今回は詳細調査をすることによって対策工等によっても対応が可能ということで候補地から落とす必要はないのではないかとということで対応は可能と判断させていただきました。あるいは国有林地内ということであるということも前回指摘があったのでありますが、今回は詳細調査を行う中で森林法に基づく必要な手続きを行って必要最小限の樹木の伐採ということで現地をより詳細に把握することによって対応可能ではないかということで相対的に劣後するということまでにはないということが前回との違いでございます。

【環境省 補足2】

- ・ もう1点御指摘がありました、平らな地形に対しての御指摘、大変重要な、これは施設が長期間にわたって今後施設があり続けるということを念頭に置くと、その土地がどうやって出来たのかということ調べておいた方がよいという御指摘であります、詳細調査の際に地盤・地質など調査することになっておりますので、その地域が安定していただける地域なのかということが御趣旨だと思いますが、その趣旨を含めて地盤・地質調査をやっていききたいと思います。

【鈴木座長】

- ・ そろそろ時間のことも考えなくてはいけないかなと思いますけれども、上杉委員の方から1つ何かありますでしょうか。

【上杉委員】

- ・ 先ほどの先生方の質問とかなり重複する部分がございますので、結構でございます。

【鈴木座長】

- ・ そうですか。私としましては焼却炉等の安全性、飛散があるかないか、かなり説明があるかと思うのですけれども、より一般の方々、地域住民の方々が理解しやすいような、場合によってはビデオを使うとか、そういう設備を使うことによって飛散を避けてますよと、そういうような分かりやすい資料がございましたら今後用意していただけると嬉しいかなと思います。コメント的でございますが。

【環境省】

- ・ 申し訳ございません。説明・資料につきまして分かりにくいという御指摘・あるいは説明の仕方が分かりにくいということだと思います。今日御指摘・質問のありました御関心事等も参考にさせていただきながら、もう少ししっかりと資料等を整理していきたいと思っております。そして皆様方あるいは地域の方々に説明できるようにしたいと思います。

【鈴木座長】

- ・ ありがとうございました。資料の方、追加等もございますけれども、よろしく願いいたします。それでは時間の関係もございまして、そろそろ質疑を終了させていただきたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

環境省の方々には誠意をもって対応いただいたと思います。これから質問に対しての資料集めとか、また、新たな質問に対する回答につきましても、ひとつよろしく願い申し上げます。それでは3の議事については以上で終了いたしまして、その他の項目として委員の方々から何かございますでしょうか。

それでは栃木県、及び環境省から何かありましたらお願いしたいと思います。如何でございますでしょうか。

【知事】

- ・ 長時間にわたり、熱心に御議論いただきましたこと、感謝申し上げます。
- ・ 本日は、国から、詳細調査候補地の選定経過等について説明を受けたところでございますけれども、皆さんに、座長から話をいただきましたように、専門的な見地から判断するに至ってはまだまだ資料不足の点もあるということでございますので、改めて環境省には対応をお願いしたいと思います。
- ・ 県といたしましては、何度も申し上げているように、指定廃棄物の一時保管の状況を考えますと、1日も早く適正かつ安全に処分することが必要であると痛感しております。一方で、検証はしっかり行っていく必要があると考えております。委員の皆様方には、この後、疑問、あるいは不明な点、資料等目を通していただきまして、ございましたら、県に是非意見を願いたいと思います。国へつなぎまして、回答を得ていきたいと考えておりますので、御協力をお願いします。
- ・ なお、詳細調査候補地の提示から1週間の間に、県の所管課に問合せのあった中には、「福島県の廃棄物を持ち込むのか」又は「原子力施設からの廃棄物を持ち込むな」といった誤解に基づくものも少なからずあったようでございます。御承知のとおり、指定廃棄物につきましては、私たちの日常生活から排出された廃棄物でありますことや、既に県内各地約170箇所分散保管されているということを説明いたしますと、これらの方々の大半が県内1箇所で安全に処分することもやむを得ないのかなと理解を示してくれる方もあったようです。
- ・ 指定廃棄物処分場の設置について、最も重要なのは、地元の方々の理解を得て進めていくことであり、各委員の皆様からも御指摘のあったわけですが、国には、県民の方、あるいは地元の方々に向けました、より分かりやすい資料を作成した上で、丁寧な説明を行うよう最大限の努力を改めてお願いしたいと思います。
- ・ お世話になりました。ありがとうございました。

【環境省】

- ・ 本日はこのような説明の場・機会を与えてくれましたこと、ありがとうございます。ただ座長からも知事からも御指摘がございましたように、県民の皆様方に分かりやすい説明ということについてはまだまだ足りないといったような御指摘だったかと思えます。私どもにとって、重く受け止めたいと思います。資料の作り直し、あるいは追加的なものも含めまして今日いただきました御意見を踏まえまして、あるいは十分お答えできなかった部分もあると思いますので、そういうこともしっかりと御説明できるように用意して、早急にまたお話ししていきたいと考えております。いずれにいたしましても、知事からも御指摘ありましたように、県民の理解をということが一番重要なことだと思います。今日の御議論を踏まえまして、私どもしっかりとした説明を改めてしていきたいと思えますので、至らない点等ありましたらまた御指導いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【鈴木座長】

- ・ どうもありがとうございました。分かりやすい資料、御準備いただければ幸いです。それでは他にございませんようでしたら、本日予定させていただきました議事はすべて終了とさせていただきます。よろしいでしょうか。それでは以降の進行は事務局にお返しいたします。

以上